

広島市告示第169号  
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、広島市こども療育センター療育相談所及び広島市北部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
  - (1) 社会福祉法人広島市社会福祉事業団
  - (2) 理事長 松井 一實
  - (3) 広島市東区光町二丁目15番55号
  
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年3月13日
  
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日